

公 告

分任契約担当官
自衛隊山梨地方協力本部長
桑 畑 英 紀

一般競争入札について、以下のとおり公告する。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量	再エネ比率	備考
自衛隊山梨地方協力本部 甲府募集案内所（巨摩地 区）で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	60%以上	予定使用電力量 3,800kwh
自衛隊山梨地方協力本部 甲府募集案内所（巨摩地 区）で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	設定なし	予定使用電力量 3,800kwh

(2) 需給場所：自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所（巨摩地区）（南アルプス市桃園611-2）

(3) 需給期間：令和6年4月1日0：00から令和7年3月31日24：00

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の等級が「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。若しくは、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法の第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けていること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき契約担当官等が定める入札参加資格として、二酸化炭素炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組みに関し「適合証明書」の入札適合条件を満たすこと。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (9) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の基準を満たす「適合証明書」（別紙様式第1）及び「特定電源割当計画書」（別紙様式第2）を提出したものであること。
- (10) 「RE100 THCNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率が前項第1号に示すとおりであること。

3 入札条項を示す場所

自衛隊山梨地方協力本部総務課

4 入札（現場）説明会

実施しない。ただし、現地確認等が必要な場合は、個別に対応する。

5 事前提出資料

入札参加希望者は、令和6年3月18日（月）17時00分までに下記に示す書類を提出すること。

- (1) 資格審査結果通知書の写し
- (2) 電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき登録小売電気事業者としての届け出を行っていることを証明する書類の写し（ただし、電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般事業者としての許可を得ている者については許可書の提出は不要）
- (3) 「適合証明書」（二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件等に変更があった場合には、変更後の条件等による。）
- (4) 「特定電源割当計画書」

6 入札日時及び場所

- (1) 日 時：令和6年3月21日（木）16時30分～
- (2) 場 所：自衛隊山梨地方協力本部2階 共用会議室

7 入札条件

- (1) 当方所定の入札書を使用すること。
- (2) 入札金額

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用予定電力量に対する単価（季節・時間帯等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数第2位までとする。）

イ 落札の決定は、当本部が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札単価に従って計算した総額で行うので、当該総額を上記の単価と併せて記載すること。

ウ 入札価格の算定にあたっては、力量割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札決定方法

- (1) 当方所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 保証金

- (1) 入札保証金：免除とする。
- (2) 契約保証金：免除とする。

10 違約金等

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下「落札金額」という。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（「予定価格×単価」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額）の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

- (1) 第2項に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 第5項に示す提出書類を提出していない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び印影が識別し難い場合
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書を無効とする。
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到達しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

12 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約金額が150万円以上の場合は契約書を、50万円以上150万円未満の場合は請書を、「陸上自衛隊標準契約書」の様式により作成し提出する。

13 その他

- (1) 仕様書・入札関係書類は、自衛隊山梨地方協力本部総務課で交付する。
- (2) 入札参加希望者は3月18日(月)17時00分までに参加申込みを行うこと。(電話等可)
- (3) 本件入札においては、郵便入札を可とする。
郵便入札により参加する場合は、3月19日(火)17時00分を期限とする。入札書を封筒に入れ、会社名、入札日時、件名、再エネ比率及び「入札書在中」(朱書き)により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (4) 代表者以外の者が入札する場合は、入札開始前までに「委任状」を提出すること。
- (5) 本入札では、当初、再エネ比率「60%以上」における開札を実施し、落札者が決定しない場合は、再エネ比率「設定なし」の開札を実施する。
- (6) 再度入札は、初度入札で郵便による入札がない場合はその場で直ちに、ある場合は官側から通知する。
- (7) 契約締結に当たっては、契約相手方は、分任契約担当官 自衛隊山梨地方協力本部長とする。
- (8) 入札及び契約に関する問い合わせ先
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-10 甲府合同庁舎2F
自衛隊山梨地方協力本部会計班 担当：熊倉
電話：(代)055-253-1591

14 適用する契約条項

会計法第29条の3第1項

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他()	

2 令和元年度の状況

項 目	自社の 基準値	点数
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO2/kWh)		
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

項 目	取組の有無	点数
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負担の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証明の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

「各用語の定義」

用語	定義
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和2年度の事業全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和2年度の供給電力量（電力端）(kWh)で除した数値</p> <p>(算出方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まな</p>

	<p>い。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギー</p> <p>3. 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>1 ① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）</p> <p>2 ② 令和2年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）</p> <p>3 ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)</p> <p>4 ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来のクレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>5 ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>6 ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判明できる非FIT非化石証書の量 (kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>7 ⑦ 令和2年度の供給電力量（需要端 (kWh)）</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30, 000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いた発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2. 令和 2 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限る。他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和 2 年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電気料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙にのみ適用する。

